

フィリピン投資制度 外国人就業規則・在留許可、現地人の雇用



- 1. 雇用条件
- 2. 福利厚生
- 3. 解雇と定年退職
- 4. 2024年の祝祭日

フィリピン労働法及び各施行細則、関連通達では、雇用条件、福利厚生、労使関係、解雇と 定年退職などについて規定している。

1. 雇用条件

2023年7月15日以降の最低賃金額(マニラ首都圏/ペソ) フィリピン労働雇用省(DOLE)は、2023年6月、賃金通達第24号(Wage Order No.NCR-24)により、マニラ首都圏における最低賃金の40ペソの上昇を規定した。セクターごとの最低賃金及び内 訳は下表に示すとおりである。

この通達を免除される企業は以下の通り。(1) 財政難に陥っている企業、(2) 小売り、サービス業に従事し、通常、従業員が10人を超えない企業、(3) 自然災害・人災により甚大な被害を受けた企

マニラ首都圏の一日最低賃金(ペソ)

	旧最低賃金	新最低賃金
	2022年6月4日以降	2023年7月15日以 降
非農業セクター一般	570	610
農業セクター (プランテーション及び非プランテーション)	533	573
従業員15人以下の小売業又はサービ ス業	533	573
従業員(正社員)10人以下の製造業	533	573

- 労働時間は1日8時間、1週間48時間を越えない。 (1)
- 連続6日間の勤務日毎に連続24時間以上の休息を与える。 (2)
- 1日8時間を越える労働時間に対して25%増しの手当を支払う。午後10時から午前6 (3)時までの勤務については更に10%増しの手当を支払う。



- (4) 休日労働に対しては30%増しの手当を支払う。
- (5) 11月1日と12月31日の労働に対しては 30%増し(祝日に指定された場合50%)の手当を支払う。
- (6) 法定祝日の労働に対しては100%増しの手当を支払う。
- (7) 給与は最低2週間に1回、または1ヵ月に2回、16日を越えない間隔で支払う。
- (8) 13ヵ月給与として、1カ月分の給与を法定賞与として支払う。
- (9) 1年以上勤務した従業員に年間5日間の有給休暇を付与する。
- (10) 2019年2月20日、産休についての法律(通称:105日拡大産休法(共和国法第11210号)が公布され、主に次の点が変更となった。
 - (a) 女性従業員について、出産方法にかかわらず105日間の出産休暇(有給)を付与する。なお、シングルマザーの場合は、更に15日間が追加され、合計120日間の出産休暇(有給)が認められている。
 - (b) 産休手当は、対象となる従業員の給与の月額平均の満額をベースに支給される。
 - (c) 死産または緊急に堕胎が必要となった場合も60日間の休暇(有給)を付与する。
 - (d) 従業員の申請があった場合は、追加で30日間の休暇 (無休) を付与する。
 - (e) 女性従業員は自らの出産休暇のうち最高7日間を子の父親(婚姻関係にあるかど うかを問わない)に取得させることができる。
- (11) 夜間労働者の雇用主は、①健康診断にかかる費用を負担し、②救護室や休憩室を設けるなど夜間労働者の健康を守る義務がある。③夜間労働を原因とした健康問題を未然に防ぐためのアドバイスを医師に仰ぐ必要がある。④夜間労働が合わない労働者には、異なるシフトの業務へ異動させる。⑤妊娠している女性または乳幼児を持つ女性は医師の許可が得られた場合のみ夜間労働が可能であり、妊娠している女性または乳幼児を持つ女性にはセーフガード(予防手段)を与える。夜間労働者の定義は、深夜の時から早朝5時までの時間帯を含む7時間を下回らない時間数、労働を行う者。違反した場合は、罰金または禁固刑。根拠法:夜間労働規制法(共和国法第10151号、2011年7月26日発布)。

2014年5月26日、民間企業および公的機関における従業員の特定の補償給付額の増加に係る大統領令第167号が公布された。

これは、国の保険基金の安定性が保証され、その給付額の増加によって従業員の積立金が増加されないことを条件に、民間企業および公的機関の両方において、次の通り、従業員の補償額を増加するもの。

- (a) 民間企業および公的機関の葬儀給付10,000ペソから20,000ペソへの増加。
- (b) 民間企業の永久一部障害、永久全身障害および遺族年金におけるすべての従業員の年金保障額の一律10%の引き上げ。



2. 福利厚生

法定の社会保障として、社会保障制度(Social Security System)、フィリピン健康保険公社 (Philippine Health Insurance Corporation)、持家促進相互基金(Home Development Mutual Fund/Pag-IBIG Fund)へ雇用者及び従業員双方が加入し、毎月掛金を支払う。

各機関のウェブサイトは以下の通り。

· 社会保障制度: http://www.sss.gov.ph/

• フィリピン健康保険公社: http://www.philhealth.gov.ph/

· 持家促進相互基金: http://www.pagibigfund.gov.ph

掛金については以下を参照のこと。

• 社会保障制度: https://www.sss.gov.ph/

・フィリピン健康保険公社: http://www.philhealth.gov.ph/

・ 持家促進相互基金: http://www.pagibigfund.gov.ph

3. 解雇と定年退職

- (1)60歳に達し、5年以上勤務した従業員には、就労年数1年あたり最低2分の1カ月分の給与に相当する退職金を支払う。
- (2) 試用期間は6カ月を超えてはならない。
- (3)契約違反、事業の縮小などの理由を除き、一方的な解雇は不可能。雇用者都合の解雇の場合、解雇手当を支払う。
- (a) 省力装置の導入及び人員余剰による場合(redundancy): 就労年数1年あたり最低 1 カ月分の給与に相当する額
- (b) 損失防止のための人員削減の場合(retrenchment)、深刻な事業損失もしくは財政 破綻によらない事業の閉鎖もしくは停止の場合(closure or cessation)、従業員が 病気に冒され、法律により雇用の継続が禁じられているもしくは従業員本人及び同僚の健康を害する場合:就労年数1年あたり最低2分の1カ月分の給与に相当する額
- (c) (a)、(b)ともに就労期間が6カ月以上の場合、1年間就労したものとみなされる。 また、(a)、(b)に基づく解雇手当はいかなる場合でも1カ月分の給与を下回ってはならない。
- (4)従業員及び役員が、死亡、疾病、身体障害、コントロール不可能な事象等により退職する場合の退職金(Separation benefit)は、所得税及び源泉税が免税となる。高額納税者(LT)であっても免税対象。当該手続きにおいて、免税の証明書が発行される。(2011年9月28日付歳入覚書通達第36-2011号)



4. 2024年の祝祭日

大統領布告第368号(2023年10月11日付)により、以下の通り、2024年の祝祭日、特別休日が 決定された。

- (1) 一般祝祭日(Regular Holiday:通常の日給を支払う。労働をさせた場合、通常日給比で 200%を支払う。)
 - 1月1日(月)元旦(New Year's Day)
 - 3月28日(木)聖木曜日(Maundy Thursday)
 - 3月29日(金)聖金曜日(Good Friday)
 - 4月9日(火)勇者の日(Araw ng Kagitingan)
 - 5月1日 (水) 労働者の日 (Labor Day)
 - 6月12日(水)独立記念日(Independence Day)
 - 8月26日(月)英雄記念日(National Heroes Day)
 - 11月30日(土) ボニファシオ記念日(Bonifacio Day)
 - 12月25日(水)クリスマス(Christmas Day)
 - **12**月**30**日(月)リサール記念日(Rizal Day)
- (2) 特別(非労働)祝祭休日(Special (Non-Working) Days: No work No pay。労働をさせた場合、通常日給比で130%を支払う。)
 - 8月21日 (水) ニノイ・アキノ記念日 (Ninoy Aquino Day)
 - 11月1日(金)万聖祭(All Saints Day)
 - 12月8日(日)聖母マリアの無原罪の御宿り祭
 - 12月31日 (火) 年間最終日 (Last Day of the Year)
- (3) 追加的特別(非労働)祝祭休日(Special (Non-Working) Days)
 - 2月10日(土)中国春節(Chinese New Year)
 - 3月30日(土)ブラック・サタデー(Black Saturday)
 - 11月2日(土)万霊節(All Souls' Day)
 - 12月24日 (火) クリスマスイブ (Christmas Eve)
- (4) ラマダン明け休日 (7月末頃) 及び犠牲祭の祝日 (10月始め頃) (これらは、イスラムの暦に基づきそのつど決定される)